

2016年インドネシア調査許可
インドネシア・東ヌサテンガラ州・エンデ県とシッカ県でのフィールド調査

杉島敬志¹

この報告で特記される事柄：

- ①断食月関連の祝日と里帰りが続くなか、役所での手続きと並行して調査を実施。
- ②新たに提出が必要になった書類と申請への対応。
- ③地方の入国管理局でKITASの申請をおこなうことの利点と問題点。
- ③調査活動に対する監視体制強化への対応。

2016年1月中旬

申請書類の準備をはじめ。

2016年2月17日(水)

<http://frp.ristek.go.id/>

にある "On Line Application" から以下のページに入り、各項目を入力する。

FOREIGN RESEARCH PERMIT
ONLINE APPLICATION

Complete ALL REQUIRED ITEMS in this form and push the SEND button below. Any kind of HTML codes are discarded. Please make sure that you have written your email address correctly, since your user ID and initial password is sent to that email.

Personal data

Full name:

Sex:

Passport no.:

Expired date:

Nationality:

Present institution:

Institution's web:

Present position:

Contact address: Write completely including the city, zip and state.

¹ 京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科教授

Country:

City code - phone / fax:

Email: Please make sure you enter your daily email correctly. Confirmation messages and further communication is sent to this email.

Personal web:

Place, date of birth:

Education: Write higher educations you have earned including the name of university, place and the year of graduation.

Research experience:

Professional experience:

Recent publication: Write your publications in the last 5 (five) years.

Research project

Project title:

Abstract:

Research area:

Location: Write all locations including the regency and province!

Period: till

Funding source:

Additional info: Write any information related to the project (collaborator members, date of arrival, etc).

Indonesian counterpart

Name:

Present institution:

Institution's web:

Present position:

Contact address: Write completely including the city, zip, state and country.

City code - phone / fax:

Email:

Guarantors

Two recommendation letters are required, which one is from a senior scientist in the relevant field, and the other one is the official recommendation from your present institution.

Official guarantor from the applicant's institution:

Name:

Present institution:

Institution's web:

Present position:

Contact address: Write completely including the city, zip, state and country.

City code - phone / fax:

Email:

Senior scientist guarantor:

Name:

Present institution:

Institution's web:

Present position:

Contact address: Write completely including the city, zip, state and country.

City code - phone / fax:

Email:

Family members

If you plan to be accompanied by your family, complete these items:

Number of person(s):

or

上記の諸項目を入力した後、のボタンを押すと、User ID と、数字からなるパスワードが表示される。それと同時に、自分のメールアドレスに同様の ID とパスワードが送られて来る。パスワードは自分で変更することが推奨される。

自分のサインをスキャンし、トリミングした画像をアップロードすると、それまでに Online Application に入力した情報から、Letter of request と Applicant's CV が自動的に生成する。Letter of request にはアップロードしたサインの画像が適切な位置にはめ込まれている。

この時点ではじめて、ウェブからアップロードして提出すべき書類の種類が明らかとなる。つまり、下に表化するアップロードに必要な書類(下記の●アップロード必要書類)の画面が現れる。これらの書類は Secretariat of the Coordinating Team for Foreign Research Permit の Online Application の General Requirement に従って1月中旬から準備してきた書類と少し異なるだけでなく、1982年の調査許可申請時に1回だけ要求されたことのある書類、Bank Statement (Should include researcher's account details and current balance) も提出しなければならないことになっており、注意が必要である。後出しジャンケンのように思わず笑ってしまう。

以下、Secretariat of the Coordinating Team for Foreign Research Permit, RISTEKDIKTI (Kementerian Riset Teknologi dan Pendidikan Tinggi) を以下「FRP secretariat」と略称する。

最近 Online Application で調査許可申請をおこなった鈴木遙氏に Bank Statement として何を提出すべきかを相談し、翌日から対応することにした。

2016年2月18日(木)

現金を集め、自分のひとつの口座に現金を振り込み、80万円の預金をつくる。自分のおこなったことのみを報告し、これよりも少ない額で十分であるかどうかについてのコメントは控える。

15:45に FRP secretariat からメールが届き、2月23日に次回の調査許可申請の審査会議 (next approval committee meeting) が開催されるが、まだすべての書類がアップロードされていないことを知らせてくる。このメールの CC は調査カウンターパートになっていた Indonesian 国立科学院 LIPI の研究者にも送られている。

アップロード中に途中でストップすることがないように、夜遅くなってからアップロードを開始するつもりだったが、夕刻、顔写真をアップロードしてみると意外と速く進むので、書類をつぎつぎとアップロードする。Bank Statement をのぞきアップロードを終わる。

●アップロード必要書類

- ✓Letter of request [Online application 入力画面から自動生成]
- ✓Applicant's CV [サインのスキャン画像を送ると自動的に生成する]。
- ✓Digital signature of the applicant [23 KB]
- ✓Red background passport size photograph of the applicant [40 KB]
- ✓Applicant's passport [50 KB]
- ✓Detailed research proposal [253 KB]
- ✓Letter of acceptance from Indonesian Counterpart [142 KB]
- ✓Letters of recommendation from the applicant's institution [138 KB]
- ✓Letters of recommendation from a senior scientist in the related field [140 KB]
- ✓Health certificate of the applicant [139 KB]
- ✓Letter of recommendation from the Indonesian Embassy in the applicant's country [140 KB]
- ✓List of the equipments brought to Indonesia [90 KB]
- ×Set of each family member's red background passport size photograph, spouse's CV and child's birth certificate, marriage certificate, passport
- ✓Letter guaranteeing sufficient funds [142 KB]
- ✓Visa collecting statement (Informing in which Indonesian Embassy/Consulate General you will obtain research visa) [148 KB]
- ×Team members (if any, by uploading CV, passport, red background photograph, recommendation from a senior scientist and health certificate for each members in one zip file)
- ✓Bank Statement (Should include researcher's account details and current balance) [119 KB]

アップロード可能なファイルは 150KB 以下の JPEG ファイルである。実際にやってみたが、PDF ファイルは 150KB 以下でもアップロードできない。ただし Research Proposal のように複数ページからなる書類は PDF を ZIP ファイルに入れて送ると 3MB まで送信でき

る。

上記の✓は自動的生成する最初の2つをのぞき、筆者がアップロードした書類であり、×は今回の調査とは関係のない書類なのでアップロードしなかった。また [] 内に四捨五入したバイト数を記す。各ファイルは無理なく読めるが、できるだけ軽くした。

2月19日(金)

ある都市銀行の支店で、英文の残高証明 (certification of balance) を書いてもらう。依頼して30分ほどまつと、支店長のサインの入った書類が渡される。大学でそれをすぐにスキャンしてアップロードする。これで調査許可申請に必要な書類はすべて提出したことになる。

16:09に FRP secretariat からメールがとどき、先ほどアップロードした残高証明にある預金残高は円で記されているが、米ドルによる残高を示す書類が必要であることを知らせてくる。

残高証明を書いてもらう際、米ドルを Remarks の個所に併記しておいてもらったので、そのことを指摘するとともに、米ドルだての残高証明は不要ではないかとの返信を送る。

1時間ほどすると、FRP secretariat から返事が届く。米ドルによる残高証明に関する返答はないかわりに、残高証明にある預金は、すでに筆者が送った Letter guaranteeing sufficient funds に書かれている調査資金の提供先から与えられたものと同じかどうかを知らせてほしいとの依頼が書かれていた。

2月22日(月)

どのように返答していいか調査カウンターパートに相談のうえ、そうであると答えた。この返答に対して更に書類等による説明が求められることはなかった。

2月24日(水)

3月22日のメールに対する返信がなかったかわりに、筆者の調査許可申請が月例会議で承認されたことを知らせるメールが FRP secretariat から送られてきた。また、おなじメールのなかで、筆者の調査活動は、東ヌサテンガラ州の州都クパンにある国立大学、ヌサチェンダナ大学との連携のもとでおこなわれることが求められることも書かれていた。調査カウンターパートに相談すると、後日、そうなるように計らうとの返事だった。

3月15日(火)

調査カウンターパートの変更を求められたのははじめてだったので、どうなるか事態を見守っていたところ、FRP secretariat から、インドネシア入国管理局が315タイプのヴィザを大阪のインドネシア共和国領事館に送ったことを知らせるメールが届いた。このメールには、FRP secretariat が領事館あてにヴィザ送付を知らせる書類のコピーと、入国管理局が領事館にヴィザを送付したときのテレックスのコピーが添付されている。また、メールの本文中には、ヴィザが3月11日に送られたので、その日から起算して、2カ月のうちにヴィザを取得すべきことが記されていた (テレックスの有効期限は2カ月)。

インドネシアでの調査への出発は3カ月以上先なので、インドネシア領事館に電話をか

け、上記のテレックスの有効期間は 2 カ月、また取得したヴィザを使用するまでの有効期限は 3 カ月と理解しているが、その理解でいいかどうか問い合わせる。それでまちがいないとの返答を得る際、領事館は 4 月 29 日から連休に入るので、連休明けにヴィザの取得を申請し、書類の不備などがあってテレックスの有効期限が切れてしまう危険性があるので、連休に入る前にヴィザを取得しておいた方が安全とのアドバイスをいただく。

同じ質問を FRP secretariat にもしていたが、同様の見解だったので、調査への出発を 6 月下旬に決める。

今年は、断食明けの大祭 Hari Raya Idul Fitri 1437 Hijriyah との関連で、7 月 4～8 日が休日、役所等が平常業務にもどるのは 11 日（月）からになる。これにどう対処するかが大きな課題となった。

4 月 17 日(日)

調査地から連絡があり、7 月 4 日から隣接する首長国で大首長の就任式が開催されるので、出席可能かどうかを問い合わせてきた。7 月 4 日までに調査の手続きが完了できない可能性もあり、その場合の対応策について真剣に考えるようになった。

4 月 19 日(火)

6 月 21 日の出発を決め、往復のチケットを購入する。

4 月 20 日(水)

インドネシア領事館に必要書類をそろえ、ヴィザの取得申請をおこなう。

4 月 21 日(木)

ヴィザ取得。

6 月 5 日～20 日

FRP secretariat にメールを送る。要件は以下のとおり。

- ①ジャカルタに 6 月 21 日に到着し、22 日早朝に訪問するので、当日必要となる書類を準備しておいていただきたい。
- ②昨年は KITAS の申請をジャカルタ中央入国管理局でおこなったために時間を浪費した。今年は、調査地の近くの入国管理局、マウメレ第 2 級入国管理局 (Kantor Imigrasi Klas II Maumere、以下「マウメレの入国管理局」) で手続きをおこないたい。現在でもそれは可能か。
- ③昨年、ジャカルタ中央入国管理局に調査カウンターパートの保証書 (Surat Jaminan dan Pernyataan) を提出したが、マウメレの入国管理局にも保証書を提出する必要があるか。また、その様式は去年と同様か。保証書の様式については、これとおなじウェブページに掲載中の「インドネシア・東ヌサテンガラ州・エンデ県とシッカ県でのフィールド調査 2015 年 6 月 8 日～8 月 28 日」を参照されたい (以下この報告書を「杉島 調査の手続き 2015」と略称)。

しかし、このメールは FRP secretariat に届かかなかった。出発前々日までおなじメールを

繰り返し送ったが、ゲートウェイではじかれ、結果はおなじだった。そこで FRP secretariat の職員に SNS でメッセージを送ると、保証書のフォーマットは昨年と同じ、22 日早朝に書類を準備してまっているとの返事がきた。同じメッセージには FRP secretariat の「正しい」メールアドレスも書かれていたが、それはメールが届かなかったアドレスだった。

調査カウンターパートが 22 日から遠方での特別講義のために出張することだったので、保証書の原稿を書いてメールで送り、所属機関のレターパッドにプリントし、サインのうえ、収入印紙をはり、職場の同僚に預けておいてくれるように依頼する。

6 月 21 日(火)

関空からクアラルンプール経由でジャカルタに出発。クアラルンプールで調査カウンターパートからのメールを受け取った。保証書を用意し、同僚に預かってもらったことや、受け渡し方法が書かれていた。

6 月 22 日(水)

08:30 FRP secretariat に到着。30 分前から、以下の書類が用意される。

- 1) Surat Izin Penelitian
- 2) KABAINTELKAM POLRI, u.p. Kabid Yanmas (警視庁) 宛て SKJ (Surat Keterangan Jalan) 発行依頼。
- 3) Dirjen Politik dan Pemeritahan Umum, u.p. Direktorat Kewaspadaan Nasional, Kementerian Dalam Negeri (内務省) 宛て SPP (Surat Pemberitahuan Penelitian) 発行依頼。
- 4) Kepala Kantor Iigrasi Kelas II, Maumere (マウメレ入国管理局)宛て KITAS と MERP (後述) の発行依頼。
- 5) Kartu Izin Peneliti Asing

ここでの手続きは昨年と大きな変更点がなかったので省略する(「杉島調査の手続き 2015」参照)。

FRP secretariat は、メールが届かない問題は承知しており、問題が解決するまで、これを使うようにと、担当者の私用のメールのアドレスを教えてくれた。

09:00 過ぎ、FRP secretariat から警視庁に向かう。昨年よりひどくなった渋滞で 1 時間以上かかってようやく到着する。

提出書類は昨年と変わっていないので、ここでは省略する(「杉島 調査の手続き 2015」参照)。昨年は 11:00 に SKJ ができあがったので、その心づもりでいたが、明日再訪してほしいといわれる。今日中にできないかお願いすると、13:00 に再訪してくれれば、書類を渡すといわれる。

書類ができあがりしだいコピーできる近くのコピー屋をさがした後、上記の調査カウンターパートが書いてくれた保証書を受け取るためにインドネシア国立科学院に向かい、保証書を受け取ったのち警視庁にもどる。

12:50 に係りの女性が座ると同時に SKJ を受け取り、すぐにコピー屋でコピーをつくってタクシーに乗るが、来るときよりもひどい渋滞で、14:00 をすぎてしまう。受付にかけつ

けると、受付は今しがた帰ったところだという。明日 09:00 に業務開始するので、再訪するようにいわれる。

調査者にとって現在のジャカルタにおける渋滞は大きな問題であり、タクシーよりも Trans Jakarta バスで移動する方が時間の短縮になる場合があることを、ここに記しておく。

7月4日から8日までが断食月関連の祝日になっており、6月末から祝日を利用して帰郷する人が急増するので、携帯の Traveloka アプリから7月2日 02:30 ジャカルタ発ー08:30 マウメレ着の航空券を購入する。

6月23日(木)

09:00 すぎに内務省に到着し、問題なく SPP を申請する。申請書類に詳細は、昨年と変更ないので、省略する。SPP の発行に1週間かかるので、できあがりは7月1日になるとのことだった。

宿泊先に帰り、KITAS のオンライン事前申請をおこなう。これは新しくはじめたシステムなので、少し詳しくのべておきたい。

【1】3月15日に受け取ったヴィザ送付のテレックスの最下部にはつぎのことが書かれている。

Setelah tiba di Indonesia, bagi orang asing yang akan melaporkan dirinya ke kantor imigrasi Jakbar, Jaksel, Soekarno Hatta, Jakarpus, Jaktim, Jakut, Tangerang, Bogor, Depok, Karawang, Bekasi, wajib mendaftarkan ke laman ITAS Online terlebih dahulu pada <http://izintinggal.imigrasi.go.id/IT-Online/>

これは最近はじめたシステムであり、入国管理局で KITAS の手続きをする前に、事前に済ませておかなければならない。

筆者は、入国管理局の名前が Jakbar, Jaksel, Soekarno Hatta, Jakarpus, Jaktim, Jakut, Tangerang, Bogor, Depok, Karawang, Bekasi のように12カ所のみ書かれているだけであり、それ以外の場合でも（今回はマウメレの入国管理局）申請する必要があるのかどうか疑問に思っていたので、そのむね6月22日の朝、Sekretariat FRP で尋ねた。担当者も最近はじめたシステムなので確信がもてず、入国管理局に電話をかけてきてくれた。その結果、上記12以外の入国管理局でもオンラインでの事前申請が必要であることがわかる。

【2】上の URL から ITAS (IZIN TINGGAL TERBATAS) ONLINE に入り、申請をおこなう。入力事項は少なく、スマホからでも簡単に申請できる。しかし、すべての説明、注意事項、警告メッセージが固い調子のインドネシア語で書かれている。

最初の画面ではパスポート番号と Nomor Penguasaan VITAS を入力する。後者の番号は、ヴィザ送付のテレックスに記されているだけでなく、ヴィザにも書かれているので、申請時にあたふたしないように、どの番号が Nomor Penguasaan VITAS であるかを事前に認識しておく必要がある。なお、VITAS とは Visa Tinggal Terbatas（一時滞在ヴィザ）の略称である。

【3】上記2つを入力すると画面が変わり、調査地で居住する住所と、自分のメールのアドレスを2回入力することが求められる。住所にはマウメレ市の宿泊先を正確に記入する。

次の行の地方を選択する項目は、筆者の場合、「Flores (Kabupaten)」とあらかじめ入力されていた。

つぎの行ではメールのアドレスを確認のために2回入力するが、誤記はないのに、この箇所訂正をもとめるメッセージが出て、それ以上進まなくなった。ブラウザの履歴をすべて消去したり、スマホの入力言語をインドネシア語に変えたり、さまざまな方法を試してみたが、うまくいかなかった。

翌朝、申請システムが受け付けない記号がメールアドレスに含まれているのではないかと、「kyoto-u.ac.jp」のハイフンではないかという考えがひらめき、ハイフンのはいついていないgmailのアドレスを入力したところ、すぐに処理中の画面となり、受け付けが完了するとともに、gmailのアドレス宛に、このメールをプリントして、マウメレの入国管理局に必要書類をもって出頭するようとのメールがとどいた。

【4】筆者が入力した調査地住所の文字列から、マウメレの入国管理局が導き出されたとは考えられない。そうであるなら、FRP secretariat でKITASの申請先としてマウメレの入国管理局を選択したあとで、Sekretariat FRP が入国管理局に連絡するか、ウェブ上でそのことを入力し、それがオンライン申請のシステムに現れていたのだろう。

【5】以上はオンライン申請についての情報だが、ITASとの関連でつぎのことに触れておきたい。調査者は、KITAS申請とともに、Multiple Exit Re-Entry Permit (MERP)を申請することになる。一時出国に際して、FRP Secretariatのマニュアルには、調査カウンターパートから証明書をもらい、それにもとづいてFRP Secretariaが入国管理局あてに申請書を書き、この両者を所持していることで一時出国が許されることが書かれている(あるいは書かれていた時期があった)。今回、この点についてあらためて質問してみると、マニュアルにはそのように書かれているが、現在では上記の手続きなしに、パスポートだけをもって出国し、再入国することが可能であるとのことだった。これは、実際に最近一時出国したことのある鈴木遥氏にも確かめた。

【6】ただし調査をおえて出国する際には、調査カウンターパートに報告書を提出し、それにもとづいて調査カウンターパートが証明書を書く。それにもとづいて、入国管理局あてのEPO (Exit Permit Only=KITASの失効返却手続き)申請書をFRP Secretariatが書き、この2通のレターを入国管理局に提出することで、KITASを失効させたくて出国しなければならない。この点は以前と変更ない。

7月1日(金)

始業まもない内務省で書類を受け取る。

7月2日(土)

ジャカルタからティモール島のクパン経由でマウメレに向かう。土曜日であり、役所はしまっている。4日(月)から8日(金)までが公式の祝日、9日(土)、10日(日)の連休をへて、役所での手続きが可能になるのは11日(月)からである。

7日4日(月)~5日(火)

連休がつづくので、この期間を有効に使うために、7月4日~5日にかけて、先に触れた

大首長の就任儀礼に参加する。5日夕刻にマウメレにもどる。

7月6日(水)

マウメレ市内の旅行代理店でクパン行きの往復航空券を購入する。Travelokaでのネット購入はしなかった。地方ではクレジットカードによる支払いができず、ストレスになった昨年の経験による。ただし、現在では可能になっており、これは事実誤認だった。9月の帰国の際には、エンデ市でスマホのTravelokaアプリを使い、クレジットカードでマウメレーデンパサルージャカルタの航空券を購入した。

7月11日に出発しようとするが、18日から始まる新学期の前に就学地に移動する生徒や学生などで混み合い、しばらく空席がない。また普段よりチケットが値上がりしている。数日前にネットで確認したところ、まだ空席があったので油断していた。18日にクパン行き、20日にマウメレにもどる往復航空券を購入する。

6日以降、マウメレ市内でインタビューをおこなって過ごす。

7月11日(月)

連休が終わったので、マウメレの入国管理局にでかけ、KITASとMERPの申請をおこなう。だが、書類の処理を指示する局長が休暇をとっており、いつ登庁するかわからないので、申請書類の処理が可能になったら電話で知らせるとのことだった。

7月12日(火)

入国管理局の職員が休暇からもどってくるのをマウメレでまっているわけにもいかないので、調査期間中に宿泊する村(以下宿泊村)に向かう。そこから隣接する首長国の3つの村を訪問する予定だったが、季節はずれの大雨が降り、2つの村を訪問するにとどまる。この間に入国管理局から電話があったので、来週出頭することを伝えた。

7月17日(日)

16~17日に宿泊村でおこなわれる徹夜の儀礼に参加した後、大雨の合間をぬって山をおり、たまたま近くまで来ていた車に乗せてもらってマウメレに向かう。

7月18日(月)

早朝、入国管理局に到着。これらから州庁などで手続きをおこなうためにクパンに向かうことを伝え、KITASの申請手続き中であり、パスポートを所持していない理由を説明する書類をつくってもらう。文章は以下のとおりである。

レターヘッド

Kementerian Hukum dan Hak Asasi Manusia RI

Kantor Wilayah Nusa Tenggara Timur

Kantor Imigrasi Kelas II Maumere

Jl. Adi Sucipto No. 24 Maumere

Tel. (0381)-21150 Fax. (0381)-21180

e-mail. imigarasimaumere409122@gmail.com

本文

Surat Keterangan

Menjelaskan bahwa pada tanggal 18, WNA telah melakukan pengurusan Ijin Tinggal secara online (KITAS) pada Kantor Imigrasi Kelas II Maumere dengan data sebagai berikut:

Nama:

TTL (出生地) :

WN (国籍) :

No. Pasopor:

No. Visa

Sponsor:

Alamat:

Bahwa surat ini dapat digunakan sebagai bukti keterangan pengurusan.

Maumere, 18 Juli 2016

Kepala Kantor

サイン+機関印

この証明書を受け取り、空港にむかう。11:10のマウメレ発の便が、4時間遅れる。クパンの空港に到着後すぐに東テンガラ州庁にむかい、申請の一部だけでもおこなう予定だったが、役所の受付が終わってからの到着だったので、投宿先にむかう。

7月19日(火)

Badan Kesatuan Bangsa dan Politik, Provinsi Nusa Tenggara Timur を訪問し、内務省からのレターのほかに、調査許可申請の際に FRP Secretariat に提出した Research Proposal とともに、SPP、SKJ、パスポートのコピーなどを提出した。受付担当者と雑談して待つうちにレターを作成してくれる。

この受付担当者は、筆者が指導教員のひとりになっている ASAFAS 大学院生が調査をおこなっている島の出身であり、この大学院生のこともよく知っていたので話がはずむ。また、レターにサインをしてくれた局長が中部フローレスの出身者だということで挨拶に行く。何度か訪問したことのある首長国の出身者だったので、10分ほど雑談し、SNSの友達となる。

Kantor Pelayanan Perizinan Terpadu Satu Pintu に向かう。上記の Badan Kesatuan Bangsa dan Politik で書いてもらったレター、顔写真 3×4cm を 2 枚のほかに、先ほど Badan Kesatuan Bangsa dan Politik に提出したのと同様の書類を提出する。

昨年は調査資金を保証するレターと筆者の職場が調査に同意していることを示すレターを要求されたので、調査許可申請時に提出した Letters of recommendation from the applicant's institution と Letter guaranteeing sufficient funds を準備していったが、要求されることはなかった。不要だったら破棄してくれるように依頼し、この 2 枚の書類も提

出する。このほかに、申請フォームの記入必要事項を埋めて提出する。15:00 に書類ができるので再訪するよういわれる。

退出して地方警察 (Polda) に向かう。警察での手続きは昨年とおなじであり、特記すべきこともないので、省略する (「杉島 調査の手続き 2015」参照)。

15:00 少し前に書類受け渡し窓口にいき、書類を受け取る。その際の方式は昨年と変わりなく、特記すべき問題点もないので省略する (「杉島 調査の手続き 2015」参照)。

7月20日(水)

フローレスのマウメレに戻る。空港から急いで入国管理局に向かい、15:00 少し前に到着し、進捗状況をたずねる。

KITAS を作成するために必要なオンラインシステムへの入力はおこなわれていなかった。オンラインシステムに障害がおり入力できない状態だったとのこと。

入力は複雑な作業ではないので、すぐにおこなっていただき、少し待って顔写真の撮影、指紋とサインの採取となる。

ITAS 発行料金、Rp. 1,105,000 を支払う。

KITAS はいつできるかときくと、明日印刷するので、出来上がりしだい電話で知らせることだったので帰宅した。

帰宅後メールを確認すると、入国管理局のオンラインシステムから、先ほど撮影された顔写真の入った ITAS (Izin Tinggal Terbatas Online) が添付されたメールが届いていた。昨年、この書類は受け取らなかったもので、新たにはじまったサービスである。しかし、この ITAS は KITAS の代わりにはならない。

7月21日(木)

業務開始まもなく、Badan Kesatuan Bangsa dan Politik, Pemerintah Kabupaten Sikka に到着し、クーポンで受け取った書類、Research Proposal、SPP、SKJ のコピーを提出し、Research Proposal を提出し、調査を予定しているシッカ県内の3つの郡宛てのレターを依頼する。明日の11:00 に書類ができあがるとのことだった。

7月22日(金)

09:30 入国管理局到着。職員は金曜の朝に屋外で運動 (バレーボールなど) をおこなうので、入国管理局に対応してくれる職員がいない。女性職員が帰ってきて KITAS の出来上がりについてたずねると、すでにできあがっているが、上役が運動後に自宅に帰ったので、登庁するまでまつよういわれる。

登庁してきた上役から KITAS を受け取る。名刺大の紙にインクジェットプリンタで印刷したものである。

7月23日(土)

マウメレでおこなうべき手続きは終了したので、エンデ県側にある調査村にもどる。

7月24日(日)

調査村からエンデ県での手続きのためにエンデ市に向かう。

7月25日(月)

業務開始まもなく、エンデ県の Badan Kesatuan Bangsa, Politik dan Perlindungan Masyarakat, Pemerintah Kabupaten Ende に出かけ、クパンで受け取った書類、Research Proposal、SPP、SKJ のコピーを提出し、調査を予定している 13 の郡宛てのレターを依頼する。役所内で 1 時間ほどまつと書類ができあがる。

7月28日(木)

25 日以来、エンデ市内でインタビュー調査をおこなっていた。

宿泊先に州警察 (POLDA) を名乗る警官 2 人の訪問を受ける。20 分ほど調査活動について質問される。彼らが明示的にのべた目的は、わたしの調査活動をモニターする、調査地における私の身の安全を確保し、事前に連絡してくれれば、道案内などで調査に協力するとのことだった。

以下、調査期間をとおして、警察への対応をどのようにおこなったかをまとめたのべる。

7 月 28 日の警官との質疑応答から、警察が気にしていると感じたのは土地問題であり、慣習法的土地権を支援する NGO がエンデ県内の北海岸地域で活動した際には、警官がこの NGO に同行したとのことだった。

わたしの調査はそのような NGO とは関係がなく、これまで 32 年続けてきた調査の継続であることを説明した。しかし、調査活動をモニターしたいとの意向は変わらなかったため、むしろそれに積極的に協力することで警察と良好な関係を保ち、調査に悪い影響でないようにすることにした。

その方法として、調査に出かける前日に、携帯の WhatsApp アプリから行先とインフォーマントの名前を知らせることで合意した。

警察がわたしの調査に関与した具体例を以下にのべておく。

① 筆者の調査村に警官 2 人が来訪し、大首長に筆者の調査活動について事情聴取をおこなった。大首長は 33 年におよぶ筆者との交流について説明したという。筆者はエンデ県 Lio Timur 郡の役所に、エンデ県の Badan Kesatuan Bangsa, Politik dan Perlindungan Masyarakat で書いてもらったレターをとどけに行く途中の路上で、この警官と 2 人と出会い、行先を問われ、写真撮影をされた。警官 2 人は、筆者と別れた後、調査村に向かい、大首長と面談の後、エンデ県 Lio Timur 郡の役所にやってきて、筆者がレターを郡役所に渡す場面を撮影した。筆者を知る郡役所の職員は、警察に筆者の長年にわたる調査活動について説明していた。

② 前日夜に通知し、エンデ県の北海岸地域にインタビュー調査をおこなうためにでかけた。2 時間半ほどインタビューをおこなっていたところ、警官 1 人がオートバイでやってきて、インタビューの様子を撮影し、インタビューをしていた大首長に筆者の質問内容をたずねていた。

この大首長は領地の一部を石炭火力発電所と地熱発電所のために売却しており、筆者は発電所を見学したいと思っていたので、その案内を警官に依頼。警官の先導で発電所を見学し、写真撮影をおこなった。

③前日夜に通知し、調査に出かけた。応対してくれることになっていた村人に警察から電話があり、筆者の調査活動について返答をもとめられた。このようなことが 2 回ほどあった。

④インタビュー相手の写真の提供を 2 回要求された。1 回目はインタビューの相手が自主的に撮影し、SNS に掲載した／掲載された写真があるので、それをコピーするように返答した。おなじような要求をもう 1 回されたが、インタビューの様子を撮影することは従来からおこなってこなかったため、そのような写真は無いと言って断った。

⑤エンデ市に滞在中、「可能なら」面談したいといってきたが、忙しいので返事をしなかった。

⑥エンデ県での調査期間中、数日おきに筆者の所在を確かめるメッセージが送られ来たので、そのたびごとに実際のところを報告した。

ただし、インタビューをおこなう際、そのすべてについて警察に事前通知をおこなったわけではなかった。警察が調査に関与することで、②や③でのべたような事態の生じることがわかり、警察が事情聴取をおこなうことでインフォーマントに迷惑をかけたくなかったのである。

筆者の調査活動への警察の介入は、中部フローレスでの 33 年間の調査ではじめての経験だった。しかし、調査活動への警察の介入をあまり重大に考えるべきではない。警察に付きまといられたのはエンデ県だけであり、シッカ県ではそのようなことがまったくなかったからである。担当者の気まぐれの可能性はすてきれない。

しかし調査活動に対する監視体制は近年強化されていることも事実である。クパン市の Kantor Pelayanan Perizinan Terpadu Satu Pintu、マウメレ市の Badan Kesatuan Bangsa dan Politik, Pemerintah Kabupaten Sikka、エンデ市の Badan Kesatuan Bangsa, Politik dan Perlindungan Masyarakat, Pemerintah Kabupaten Ende では、卒論、修論のために調査をおこなうインドネシア人の学生が、外国人である筆者と同様の手続きをおこなう姿を見かけた。

また、「杉島 調査の手続き 2015」でのべておいたことだが、国内外のさまざまな事件や事象への対応から、外国人の入国管理の強化がおこなわれているのも確かである。

くわえて、携帯電波網が近年急速に整備されるとともに、車やバイクに乗って短時間に到達できる道路網の整備により、警察の監視調査能力が格段と高まっていることも考慮すべきである。

以上でのべたことから明らかなように、調査許可のない調査活動はまったく推薦できないし、以前にもまして問題視されるようになってきているといえるだろう。

8月28日(日)

調査村から荷物とともにマウメレに移動。

8月29日(月)

EPO の申請をおこなうために、マウメレ入国管理局を訪問する。

EPO に必要な調査カウンターパートの証明書 (Surat Keterangan) と FRP Secretariat からの EPO 申請書 (Permohonan EPO) は早めに取得しておいた。すなわち、調査レポー

トを早めを書いて調査カウンターパートにメールで送って証明書を書いてもらい、おなじレポートと証明書を FRP Secretariat にメールで送り、EPO 申請書をメールで送ってもらっていた。

このやりとりの中でも、8月23日に FRP Secretariat に送った EPO 申請書の発行を依頼するメールがとどいていないことが8月25日になってわかり、通信状態の悪い山村から携帯でメールを送ったこともあった。調査を進めるうえで調査カウンターパートや FRP Secretariat とのメールのやりとりが不可欠になっているが、メールの未着、誤送、通信環境の確保などに十分な注意をはらう必要がある。

調査カウンターパートと FRP secretariat からメールで送ってもらった電子ファイルは、マウメレ市内の WARNET でプリントアウトしておいた。

カウンターパートの証明書文例：

Surat Keterangan

Saya yang bertanda tangan di bawah ini:

Nama:

Jabatan:

Alamat:

Dengan ini menyatakan bahwa: Professor Dr. Takashi Sugishima

Nomor Paspor:

Pekerjaan: Professor, Graduate School of Asian and African Area Studies, Kyoto University, Japan

Ia telah menyelesaikan tugas penelitain lapangan di Kabupaten Ende dan Kabupaten Sikka, Provinsi Nusa Tenggara Timur (NTT), sejak tanggal 21 Juni sampai tanggal 15 September 2016. Judul Penelitiannya adalah: "Anthropological Research on the Basic Consitutive Principles of Traditional Domain (Tanah Persekutuan) in the Lionese Speaking Area in Central Flores, Nusa Tenggara Timur".

Untuk maksud tersebut, Professor Dr. Takashi Sugishima akan meninggalkan Indonesia dan kebalik ke Kyoto, Jepang pada hari Kamis, tanggal 15 September 2016. Agar supaya rencananya berjalan dengan baik, maka saya mohon bantuan pihak Kantor Imigrasi Kelas II Maumere, Kabupaten Sikka dapat mengeluarkan EPO bagi yang bersangkutan.

Demikianlah Surat Keterangan ini dibuat untuk digunakan sebagaimana mestinya. Terima kasih untuk perhatian dan bantuan Bapak/Ibu.

場所、日付

サイン+機関印

タイプされた名前

現職名

EPOを受けると、その翌日から7日以内に外国人はインドネシアを出国しなければならない。筆者は、8月25日にFRP secretariatに確認の問い合わせをするまで、EPOの有効期間をどうしたわけか2週間と誤って記憶しており、これにもとづいて、EPOを受けてから9月15日出国までの旅程を組んでいた。9月5日にマウメレを発つことにしており、チケットも購入済みだった。

入国管理局で相談すると、出国までの7日をすぎると、1日あたり30万ルピアの罰金を出国時の空港で支払わなければならないが、それを支払えば、行政上とくに問題となることはない。今日EPOの手続きをしたのでは早すぎるので、9月2日(金)に手続きをするので、再訪するようにアドバイスを受ける。

応対してくれた入国管理局長からウンターパートの証明書とFRP secretariatからのEPO申請書のオリジナルを要求される。もともとが電子ファイルであることを伝えると、FRP secretariatに電話をかけて確認させてくれという。わたしの携帯からFRP Secretariatに電話するが、応答がない。それで調査カウンターパートに電話をかけると、幸いすぐに電話に出てくれ、入国管理局長と話してもらう。

9月2日(金)

金曜日の朝は10:00まで入国管理局の職員が全員で運動をおこなうので、10:00以降に再訪するようにいわれる。入国管理局わきのコートでバレーボールをおこなっている。

10:00に再訪し、ウンターパートの証明書、FRP secretariatからのEPO申請書、必要事項を手書きで記入した申請フォーム、パスポートのデータ頁+ヴィザの頁+MERPの頁のコピー、KITAS両面のコピーを提出する。

オンラインシステムの端末操作に時間がかかる。また私の責任ではないが、KITASの申請時に入力したはずの調査カウンターパートの名前が見つからないともいっていた。どのように処理したのかは質問しなかった。EPOにサインする上役が運動を終えた後どこかへいっているの、呼び戻してもらうのにも時間がかかる。

入国管理局の職員の多くが帰宅した後でようやくEPOの終わったパスポートを受け取る。13:30を過ぎていた。

今回、KITASとMERPの申請およびEPOをマウメレの入国管理局でおこなった。調査地に近いことの大きなメリットがある。しかし、デメリットも多い。次回はたぶんジャカルタの入国管理局でおこなうことになるだろう。

9月15日(木)

予定していた活動をすべて済ませたのち、スカルノ-ハッタ空港から出国する。出国手続きの際、EPOの後7日をすぎていることを指摘されたので、そのことは承知していることを伝えると、別室に案内され、超過滞在6日×30万ルピアの料金を支払う。超過滞在について特にとがめられることはなく、料金を支払うと、領収書(tanda terima pembayaran)が発行される。領収書には、支払者、パスポート番号、国籍、支払額、但し書き(支払の目的)が記されている。但し書きには「超過滞在6日」(over stay 6 hari)と書かれていた。

おわりに

今回の調査に関わる手続きは、これまでよりわずかに難度が高かったと思う。手続きに関わる情報をアップデートし、筆者の経験を伝えることで、わずかにせよ役立つことがあるかもしれないと考え、普段よりも詳しい報告をおこなった。